

— 史料紹介 — 「御引渡日記」

「戸田能登守様御初入日記」

後 藤 重 巳

解 題

寛永十四年（一六三七）の島原の乱の責任を取らされて、松倉勝家が改易された後、翌十五年、高力忠房が肥前島原に入り、彼の死後、継嗣の高長が襲封したものの、治政の失敗から、彼は、寛文九年に改易となり、丹波福知山から、松平忠房が入封し、ここに譜代松平氏の島原藩が成立した。

高力氏時代の藩領は、神代（佐賀藩領）を除く島原半島の全域と、長崎近くの日見・茂木・西古賀・柗島村を含む四万石であつたが、松平氏の入封に際して、この四ヶ村は除かれ、城付地三万八千石に、豊前・豊後の国境周辺の二万七千五百九十石の「飛地」が付され、計六万五千九百石の松平氏島原藩が確定した。

島原松平（深溝）氏は、忠房以降、忠雄（養子）・忠長・忠刻と嗣がれ、忠刻の死後、その長子吉十郎（忠祇）の襲封と同時に（寛延二年）に、下野宇都宮の戸田氏と交替転封になった。それから二十五年後の安永三年（一七七四）、両氏は再び互いの旧領に交替転封され、松平氏は島原で明治維新を迎えた。

ここに紹介する史料は、寛延度の交替転封で、戸田氏が島原に初入封した折の飛地領に關わるものである。

島原藩の豊前・豊後域の飛地は、一般に「豊州御領」又は「豊州領」と呼ばれ、豊前国宇佐・豊後国国東の両郡内

に五組九十九ヶ村の規模で展開していた。今その状況を、やや具体的に述べると、現在の院内町・安心院町の町域に跨がる地域に山蔵組（四千四百石弱）、宇佐市の東南部の橋津組（四千四百四十石強）、宇佐市長洲地区の長洲組（四千七百石強）、豊後高田市田染地区の田染組（六千五百六十石強）、高田を中心とする地域の高田組（七千五百石強）、以上の五組であった。「豊州領」を統括する役所は「高田役所」と呼ばれた如く、高田組内の芝崎村に置かれ、代官以下の役人は、島原から交替制で派遣され駐在し、政務を執った。

さて、近世期の大名配置においては、幕府からの恩栄による加増、罪科による減封・除封、その他さまざまの事情から、大名のいわゆる「転封」が行なわれた。

新領地に入った領主は、その領国で、自ずからの施策を施行するのが当然であり、そのために、領民との間で、さまざまの確執を生ぜしめることが少なくなかった。それは、具体的には、先ず、前領主と領民との間の債務関係の整理から生ずる問題、そして、新領主の施政方針の基幹となる法令の条目・内容、経済施策の基本をなす年貢率などの税制、郷村支配のための機構改革など、そのいずれをとっても、ゆるがせにならない課題を山積させているのが普通であった。

東九州地域における大名配置は、比較的早い時期にはほぼ確定し、中津藩の事例を除けば、十七世紀中に動静は決まっていた。その中において、肥前島原藩にあっては、十八世紀半ばに一時的とは言え領主の交替を見、「豊州領」も青天の霹靂にも似た事態を体験することになった。

この「戸田能登守様御初入日記」等は、寛延二年七月、松平忠祇（吉十郎）が下野国塩谷・出羽国村山・陸奥国信夫・常陸多賀五郡の内に移され、下野国宇都宮に入封。翌三年二月、一旦、島原が収公され後、戸田忠盈（能登守）に与えられ、二月三日、松平氏と戸田氏の代官の二者からの「郷村引渡」の記事に始まるものである。

島原表におけるこの儀式には、「豊州領」の大庄屋も参加し、二月四日の「御城御引渡」（第一史料）以降、同十二日、高田役所詰役人の、高田到着後からの記事が詳しくなる。

日記中（第二史料）の各所に、「先代様云々」・「当代様云々」の表現が見られ、領主の交替によって生ずる旧慣と新規仕置との対応の煩雑さの実態が披瀝されている。

その具体的な多くの事例については、ここで述べる紙幅はないが、新藩主入封（五月十一日）後の五月十三日、大庄屋等の「誓詞一に際し、「御譜代同前ニテ、少しも隔心無之候、尤、御先代御仕置少しも不用、御家風之通ニ致候て、随分御家風見覚可申」と仰せ付けられ、各所に「御家風云々」と言う表現が見られる。この「御家風」こそ「当家御家風」であり、その内容は、政治・経済・社会制度の全てを包括するものであった。九月に発せられた簡単な条目「覚」に続いて、十月には「御家風御定目、段々御詮儀之上、追而御出被成候」と予告され、新領国における法令の整備も大きな課題であった。

一方、新藩主を迎えた領民側の対応も大変で、先代の旧慣の内、自己に有利なものへの墨守の姿勢が強く表れ、たとえば、先代には認められていた大庄屋の帯刀が、新領主によって「宇都宮時代にはなかったこと」として禁止されようとする、強く反発し、「役儀御免」を願い出ようしたり、先代の「免定」差出し命令に対して「村々無之」と拒否している。記事中には、あからさまに「諸役人、殊の外権柄ニ有之」と批判し、八月中旬の「早稲見分」について「合刈、中さびも不出、先代ノ仕法よりからし」と鋭く衝いた表現も見られる。

更に、「先代御見送り銀」の徴収をめぐる村方の反発は、ついに「徒党」事件に発展するなど、この寛延の領主交替に際して、飛地領内が、しばし騒然としていたことが知られる。

この「戸田能登守様初入日記」等の筆者は、橋津組大庄屋の橋津（本姓本多氏）正員であった。彼は橋津組大庄屋六

代目の当主であり、初名を正般と呼び、正員と改名した後、更に喜左衛門と称した。松平・戸田両氏の交替する直前の延享三年ごろ、家督を嗣いで大庄屋役となり、三十一年間在役し、安永五年に五十二歳で死没した人物である（後藤『橋津家小史』平成三年刊参照）。

本史料は、宇佐市橋津在住の橋津守英氏の所蔵で、現在、別府大学文学部史学科に寄託されている史料群中の二点である。

ここに翻刻した二史料は、この時期の「豊州領」の状態を知り得る数少ない史料の一つとして、貴重であるばかりでなく、近世期大名の転封をめぐる問題解決に、細やかながらも寄与するものであろう。

第一史料（表紙）



寛延三年

本多氏

御引渡日記

松平吉十郎様

戸田能登守様 午正月十九日

正員（花押）

御所替

正月十八日

- 一、今日限、嶋原割合銀懸揃候様申付置候得共、一圓出来不申候、橋津村・和木村ハ銀出来候、晚九ツ時、岩崎村組頭三人・庄屋悴参申候は、庄屋高ハ銀出申候、其外百姓は、当秋迄延引くれ候様願、銀出不申候由申出候、此方ハ明早朝嶋原へ出立申候間、最早間合申間敷候、庄屋病氣ニ付、組頭次郎右衛門参候節、銀持参致可申、先之ニて我 請取可申旨申付、帰シ申候、
- 一、同十九日、明六ツ時、宿本出立、高森村へ五ツ時着致候、長須新三郎遅候間、待合居候内、御役人谷崎忠

(タテ二一・五、ヨコ一三・〇五cm)

右衛門殿・代官磯野伴七殿・物書近藤市太郎・岩瀬庄

官様方御目ニかかり申候、嶋原御残被成候郡方衆中、

藏殿・酒井未之丞・川村祐助・手代二人、右之衆、今

世古徳兵衛殿

日高田々嶋原へ出立、高森村着到被致候、高森村々先

郡奉行

小林三郎兵衛殿

達被出立致候、新三郎我等ハ、四ツ時出立申候、中津

川村筋右衛門殿

昼食致、八屋へ止宿申候、

山田傳右衛門殿

一、同廿日朝六ツ時出立申候、七ツ時分、袖須原へ止宿、

尾嶋善左衛門殿

雨降出ス、終夜降、

改役人

片山 喜大夫殿

一、同廿一日、今日も降ル、柿原と申所ニて、川水増申

高橋時右衛門殿

候間、川越人足雇申候、大熊千手泊、

安東 順助殿

一、同廿一日、千手出立、八丁山ニかかり候ニ、雨止、

小川与次左衛門殿

秋月町々雨気強難儀致候、夜中泊、

是ハ、天草へ御渡

一、同廿三日、天気好、長須泊へ暮方へ着致候、谷崎忠

酒井 友作殿

右衛門殿、磯野伴七殿方御用聞助左衛門方へ御宿被成

田原 丈七殿

候、是も今日、長須へ着被成候、風悪敷、夜汐へ渡海

酒井 宅蔵殿

不成、長須へ泊、

代官

松井増左衛門殿

一、同廿四日、瀬瀬渡海申候、嶋原へ四ツ時半ニ着致候、

磯野伴 伴七殿

豊後屋市右衛門方へ宿致候、高田源助、九ツ時半着致

洞木 宇平次殿

候、七ツ時、御会所崇善寺へ罷出、御郡奉行様・御代

山奉行

山本兵右衛門殿

渡部種右衛門殿

物書・手代ハ人数相知不申候、

一、同廿五日、四ツ時、田染久次郎着致候、

一、渡部種右衛門殿ヲ書状參候、山林帳、木数付候

様、岡田庄大夫様御届被成候間、書付候様被仰付候、

今暮六ツ時、庄屋中着致候間、木数付させ申候、

一、庄屋中ハ、廿一日出立申候、

一、板倉八右衛門様へ、為御暇して、樽肴献上致候、

七升樽 一對

四尺台 一折

鱈 九連

一、世古徳兵衛殿・小林三郎兵衛殿御兩人へ

五升樽 壹対ツツ

鱈 五連ツツ

右は、豊州村方々、為暇乞寸志差上候由、書付差

上申候、御受納被成候、

一、大庄屋身分、扇子箱三本人壹ツツ

一、郡奉行衆の銀式枚、口上書柏添被下候、豊州大庄屋・小庄屋中へ被下、

一、今日、吉十郎様御留守居籠谷源五兵衛殿、能登守

様御留守居井上藤右衛門殿、御客屋にて御出會被成

候、如何之訳にて御出會被成候哉、様子相知不申候、

一、庄屋中不残、袴羽織にて、我子召連、崇善寺へ罷

出申候、金丸村庄屋ハ、出立前不快にて、組頭長左

衛門參候、

一、山田傳右衛門殿、御用之儀有之候間、大庄屋中

并庄屋二三人召連、罷出候様被仰付候間、今晚罷出

申候、兩戒村五郎兵衛・辻村与頭四右衛門兩人召連

參候、傳右衛門殿御内意にて、演説帳・申達帳御借

被成候、演説帳有之通之儀共、御内意被仰候、

一、九ツ時、忠右衛門殿の帳參候、明巳刻、大庄屋中

罷出候様、被仰下候、

一、同廿六日、巳刻、忠左衛門殿御用ニ付罷出申候、忠

右衛門殿被仰渡候は、村役人并百姓拜借、不残御捨

被下候被仰渡候、

一、世古徳兵衛殿、朝六ツ時、西郷村へ御出被成候、

同廿九日 朝の雨降

今晚庄大夫様、西郷御泊り御出被成候、

一、今四ツ時、御用有之罷出候様被仰付候間、罷出候
処、酒井友作殿被申渡候ハ、郡奉行衆兩人を、為暇銀

同廿七日

二枚、豊彦村役人・大庄屋中へ被出候、

一、今朝、板倉八右衛門様、岡田庄大夫様へ途中迄御

出向被候、庄大夫様、八ツ時御着被成候、

一、豊後屋へ罷帰居申候処、嶋原村役人を書状参候ハ
先達て申進置候百姓出銀、請取申置段申参候、則返

御宿 多町別当 姉川伊兵衛

状申出候、面談之上、持参候分、銀相渡可申候段、

庄大夫様御取持役人 石黒太兵衛殿

返事致候、

一、庄大夫様江差上候郷村帳諸帳面取遣

山田傳右衛門

二月朔日 雨天

御宿 内證見かしめ

一、嶋原村役人四人、豊後屋へ参候、割府銀請取申度

松井増左衛門

由申候、大庄屋中、对面致候、源助病氣出座不申候、

一、庄大夫様御手代

大塚伸右衛門殿

外田福村庄屋五郎左衛門参申候、銀之儀、近年悪年

山田貞吉殿

相繼候故、不残ハ相揃不申候、少々持参候て、近々

是ハ、先達て御成被成候、

相渡シ可申段相拶申候、罷帰追々送可申候段申候、
二日 郷村諸帳面、庄大夫様へ、今日御渡被成候、

同廿八日 晴天

一、明御引渡之刻限、四郎兵衛、會所へ罷出相尋候得は、

一、御用なし、寺方見物致候、

明五ツ上刻、大庄屋・小庄屋、崇善寺へ揃候様、引

渡之節、大庄屋・小庄屋共ニ、丸腰、扇子も相成不申候、^(ママ)酒股麻上下ニて罷出候様、

今日
一、九ツ時、御上使様、嶋原へ御着船被遊候、御渡海之間、天氣晴、終夜雨降、

御上使 三好主膳様 御旅宿 中村孫右衛門

御目附 松田彦兵衛様 同断 隈部左衛門

御取持 青木九郎兵衛殿

二月三日、五ツ時、御引渡

一、豊劔大庄屋・嶋原町別当・乙名・村々庄屋、豊州領庄屋、岡田庄大夫様御旅宿三會町別当姉川伊兵衛方へ御召寄、被仰渡候次第、但、高田源助、病氣不罷出候、

一、松平吉十郎殿・戸田能登守殿、御所替被仰付候、依之、此方支配被仰付候条々、其分心得候様、

但、此節、座敷縁側ニ、岡田様御子息留十郎様、

御手代大塚信右衛門殿・山田貞吉殿、其外三人、

以上六人相詰候、次間、縁側、郡奉行世古徳兵衛殿・役人山田傳右衛門殿御詰被成候、

一、右御代官御渡相濟、世古徳兵衛殿・山田傳右衛門、勝手へ御引取被成、戸田様郡奉行森二郎右衛門殿・

岡田甚右衛門殿御兩人御出被成候、此節被仰渡、

一、其方共、此度能登守御領分ニ被仰付候間、其分心得候様申罷立候様被仰付候、^(ママ)

但、大庄屋・小庄屋、丸腰・麻上下、門前繰出

し御代官武大夫殿・伊七殿、座敷繰出し山田傳

右衛門殿、

朝六ツ時、宗善寺、相揃、世古徳兵衛殿、芝木武大

夫殿、磯野伊七殿御召連、別当方、罷出申候、御引

渡之節、雨殊之外強ク降、何れも難儀致候、

一、四ツ時分、戸田様御代官手代牧吉沢右衛門と申仁豊後屋へ使ニ參申候て、只今御會所くわいかう院^(廻向)

へ大庄屋中罷出候様申候、戸田様御會所廻向院へ四

人相揃參候、御代官小沢唯六殿・高橋武大夫殿へ、

右手代沢右衛門取次ニて、引合申候、別て御用も無

御座候、嶋原ヲ豊カ高田道法・駅次、承度由被申候間、我ヲ持合居申候間、差出シ申候、高田ヘ来ル六日比出立罷越候間、宿覚悟致候様被申候、大庄屋・庄屋面付書付、御取被成候、

一、九ツ時分、手代沢右衛門、又参申候ハ、郡奉行所ヘ、七ツ時参候様、七ツ時分より暮相迄ノ内、罷出候様申帰申候、郡奉行所ヘ、七ツ時参候処、會所引不申候ニ付、罷帰申候、小沢只六殿宿ヘ見込申候得ハ、是ハ村方ヘ急用ニ付、罷出候由被申候、暮方出立被致候、高橋武大夫殿ヘ、御目ニかかり、庄屋共往来之儀、調申候得は、別々(前カ)之通、大庄屋往来、勝手次第罷帰候様、大庄屋往来ハ、今晚伺置、明朝出シ可申候由、

一、郡奉行所ヘ、今晚五ツ時罷出申候、小庄屋共ハ、罷出候不及候由、代官衆被仰候、

同四日

一、六ツ時、御城引渡

史学論叢

御上使様并両家御家老立會、御引渡被成候、庄大夫様御立會無御座候、今日御出立、長崎ヘ御越被成候、

松平様御家老

板倉八右衛門様

酒井 求馬様

一、御上使様御引渡相濟、五ツ時、大手口船場ヲ直御乗船、御渡海被遊候、

一、暮頃、御代官高橋武大夫様ヘ罷出、往来申請候、

一、今日七ツ時、百姓割銀、組々共、四分通、於嶋原庄屋惣右衛門方ヘ両戒村庄屋・高田組庄屋兩人ニテ遣申候、請取参候、

同五日 晴天

一、九ツ時分、乗船致候、風悪敷権現山寄船かハり泊り申候、船乗合、新三郎・四郎兵衛、山藏良助・熊村庄屋助左衛門・内川野村庄屋勝右衛門、上下十一人、

同六日 風強

一、朝出船致候、肥後小嶋へ九ツ時分着致候、肥後熊本へ止宿致候、

肥後通道法・驛次

嶋原の 小嶋へ海上 十里

小嶋の 熊本へ 壹里半

熊本の 大津へ 五里

大津の 内牧へ 五里

内牧の 久住へ 十里

久住の 同尻へ 八里

同尻の 別府へ 三里

別府の 橋津へ 九里

一、同七日、内牧泊り、夜ニ入雨降ル

二、同八日、阿蘇山へ参詣、朝雨止、山上雪降殊之外

寒シ、坊中迄式里、坊中の本堂迄七十式丁、本堂の

御嶽迄十八丁

本社 一 末社 三社

(マヅ) 香堂 一軒 長九尺間十八間

横九尺六二入

がく

山 国 鎮

細川宣記敬書

御嶽三つ

北みかと

中みかと

ほっしやうさき

右三ツ之内、ほっしやうさき、別てすきましく候、

坊中、三十七坊

座主 学東坊

社家 三十二

其外 小社人 五十九人程

合七十人余

神主 四位小將

權大夫

今晚も内牧へ泊り申候、

一、 同九日、内牧出立、久住泊、


二、 同九日、久住る同尻、別府泊、

三、 十一日、別府を橋津へ罷歸申候、岩崎村を夜二入、

釣燈ともす、

(以上)

第二史料 (表紙)



寛延庚午年 同四年 〇月三日改元 寶曆

戸田能登守様 御初入日記

(タテ二・五、ヨコ三・五cm)

(表紙裏)

寛文九己酉九月

松平大炊頭忠房様

同 主殿頭忠雄様

同 主殿頭忠長様

同 主殿頭忠刻様

同 吉十郎忠祇様

寛延三庚午二月迄、八十二年二成、

一、 寛延三庚午二月三日、郷村御引渡、御代官岡田

庄大夫様、嶋原町御旅宿にて、大庄屋・小庄屋罷

出、吉十郎様・能登守様、郡奉行、代官双方を請

取渡、

但、豊劔大庄屋・小庄屋、正月十九日を出立、同

廿四日五六日迄、嶋原御城下に着、大庄屋五人、

豊後屋市右衛門方二宿、小庄屋八下宿、

御引渡帳面、直ぐ村役人先代御役人御會所へ出

ル、帳面ハ、二日ニ庄大夫様へ御渡被成候、

三日、郷村御引渡相濟、四日、庄大夫様嶋原御出

立、長崎へ御渡、

一、先代御家老板倉八右衛門様へ、豊州五組惣村方

ノ、七升樽一对、鯉節九連、五尺台、大庄屋中ハ

扇子三本入、

一、同郡奉行世古徳兵衛様・小林三郎兵衛様右兩人

二、同村方ノ、五升樽ニ鯉節五連、三尺台、大庄

屋中ハ扇子三本入、御兩人ノ、錢貳枚被下、村方

へ相知せ候、

一、同五日、嶋原出立、村役人中船は六日ニ出湊由、

一、大庄屋中、六日出船帰国、

一、御城御引渡、二月四日 午時

御上使 三好主膳様

御目付 松田彦兵衛様

二月二日、嶋原御着、四日御引渡相濟、直ニ大手口

浜ノ御船ニ乗被成候由、尤、三日御内見、

一、戸田様内、高田役所へ御話役人、二月六日嶋原出

立、同十六日高森ニ御着・泊り、翌十二日高田町ニ

御着、人数上下廿七人・馬十三匹・人足七人、嶋原

ノ先触、石井清左衛門殿・高橋武大夫殿・小沢只六

殿、三頭名有之、

右役人

御勘定役 石井 清左衛門 上下三人

同 断 山本五右衛門殿 上下三人

御物書 川部善右衛門殿 中間彦人

御代官 高橋 武大夫殿 上下貳人

同 断 小沢 只六殿 上下貳人

手代 牧吉沢右衛門殿 中間彦人

同 断 石崎 雲八殿

旅宿 大庄屋源助所

御歩行目付 伊東市郎兵衛殿 上下貳人

旅宿 小庄屋市右衛門所

御山奉行 中嶋喜平次殿 上下貳人

山手代

加藤吉大夫殿

同断

大根田林平殿

旅館

桃尾清右衛門所

御下目付

林 郡右衛門殿

旅宿

鑄物師屋七右衛門殿

組之衆

落合八十八殿

庄田館右衛門殿

堀沢嶋右衛門殿

石田弥惣次殿

野村常八殿

旅館

嶋屋 是作所

一、二月十四日、長洲會所為請取と代官彦人・手代彦

人、組衆貳人、組衆斗残、冲番町廻為致、兩人ハ、

一宿ニテ、高田へ戻ル、長須大庄屋ニ宿、

一、二月十三日、高田役所請取、役人不残、尤頭立衆

ハ麻上下、

一、右役所渡方ニ先代衆

郡方改役人・中小姓格

渡部甚右衛門殿

徒横目

松尾俊左衛門殿

代官手代・會所賄方

半 七 殿

右之衆、正月廿七日役所引払、志手村庄屋方ニ渡部

殿・半七、善三郎所ニ、横目衆旅宿被致、役所引渡

後乗船、宇都宮へ被越候、皆々妻子此方之様ニ無事

ニ引渡、長須冲番惣兵衛と申者ハ、嶋原ヲ参居候間、

此度一所ニ宇都宮へ同船ニテ引越、高田冲番人ハ、

四石ニ貳人ふち、長兵衛

一、役所付醫師佐々木道宝、三人扶持銀拾枚、先代御

暇出候、居家數は、御役所付ニ候間、此度、道宝ニ

屋敷家共ニ先代ヲ被下候、

一、掛取彦三郎、貳人扶持五石、此度先代ヲ暇出候、

一、會所賄人芝崎町友右衛門、是も先代會所定賄人相

勤居候、隙出候、

一、御先代役人衆、御当代御役人衆へ、演説書壹札、申送之書付一札出候、村々庄屋へ内證にて、先代衆為取候、別紙有、

一、嶋原にて御引渡後、御当之郡奉行御代官衆へ出、懸御目、尤、小庄屋へ不出、大庄屋中斗、

一、高田詰御役人衆へ、大庄屋中十三日、小庄屋・与頭十四日罷出候、尤、大庄屋へ羽織袴、小庄屋、袴も不着、

一、大庄屋帯刀之わけ、演説書ニ無之ニ付、其段之書付出候、

一、差出帳、村別ニ出候事、是ハ先代無之、宇都宮にて有之ニ付、認出し可申段被申付候、認様追て可記、

一、夫奉公人、豊州、三百人ほと可出旨、人柄無之耕作方相滞難儀候段、いとなみ申上候得ハ、百人ほと

二減、請負候、嶋原へ相伺候上にて、可申付旨御事之由、

一、御所替被仰出候旨、去年巳八月十三日、役所にて

帳面、認済々^(ハ)候、

右ニ付、先代御出候御藏穀物代、不残御取立、村々難儀、然とも、御免御差引田畑引方、諸事結構ニ被仰付候、旧冬井川普請夫食、少々宛御出被下候、

一、高田御役所廻り御藏、長須會所御藏迄、^(マ)諸道具不残御払方ニ被成、高田會所大釜二ツ・疊斗残り、外廻り戸障子斗残申候、嶋原御城家中屋敷、切府家迄右之通之由、

一、山林竹木荒シ申間敷、段々木札村々高札場ニ懸ケ申候七月廿三日之日付也、其已後、村々材木願相成不申候、年越若松木、御林にて村々共ニ被下候、

一、村々御高札名所ニ張紙出、村々にて御名書張り候様、二月十六日御出シ、高田・長須御高札ハ、名所十三日致候、是も、張り紙にて、当分之事と相見候、

一、二月十六日、山手代兩人村廻り、山方百姓庄屋見廻候由、十六日檜林村ニ泊り、十七日橋津村ニ移、横田筋、両戒村ニ泊り候由、右兩人、直ニ触書出候、被仰付候、十四日村々へ相知せ候、年内中引渡之諸

立付ケ荒乗掛ケ馬ニテ、雪踏はき候、村賄之儀ハ、料理如何様ニモ村ノ仕出、次第ニテ、一汁三菜、酒も給候、尤、相好申ニテハ無之、一汁一さいニても、

又は汁斗ニ香物ニても不苦由申候、賄代ハ、一宿米老升五合ツツ、昼食も行かり之村ニテ給候間、七合五勺ツツ、手形認置候、秋ニ至、納米ニテ御差引被下候よし、

右、宇都宮ニテの格之由、上下も無之賄仕出ニ候段、山方儀咄候よし、

一、高田諸役人衆、二月十七日、町宿ノ會所へ御移被成候、翌日、大庄屋中罷出ル、十九日、町人寺社方出ル、小庄屋羽織ニテ其翌日出ル、

一、村々差出帳と申、村高・反別・家数・人畜其外、御先代ノ有来子細、不残書出ス、三月六日、案書出候、宗門改後ニ可成旨申候、

一、村々繪図拵出、

一、山方繪図、是又、差出書付、別格ニ山奉行ノ好、尤、山林四壁、竹木数・村高・反別・牛馬数・人高家

数迄書出候様ニ、三月三日ニ被申付候、同六日、繪図ハ拵出候、林藪四壁帳引渡ニ認出候扣有之候間、出し可申相断申候、

一、納米俵入四斗六合之わけ、村役人は誤も出来申間敷候得共、若、百姓之内又ハ大坂などニテ、四斗貳升入ニテ、御先代格式之由申もの有之候ハハ、如何之段、御先代郡奉行世古徳兵衛様・小林三郎兵衛様へ、小倉ニテ相伺候、村役人さへ、其通申分ケ候へハ、外々申候とて構間敷ト、四斗六合之筈ニテ、又老升も其上も村方ノ込メ候間、若、貳升有之も候を、貳升込なると心得□存由、可申訳段被仰候、

一、大庄屋帶刀之儀も、申送書付ニハ不載候へ共、引渡候節、帶刀ニ出候を、戸田様役人ノ、御先代御奉行方へ被申趣ニ付、先々ノ帶刀致候、扶持給米ニテ勤候者ハ、帶刀之わけ申聞候、其上ニテ、左様申候ハハ、帶刀之願為致可申置如之事ニテ可有之候とて、急度たる格式 仕置ニテは有之間敷、嶋原ニても、八右衛門殿其上、此方共居候内より、先代之格を不

立相破り候得ハ、多々義理相存知候者無之家と見候、

何やかや申候ハ、皆ゆすりにて可有之候、先代之通

ニ無之、已後、村役人勸方可止申度相上候由、徳兵

衛様御申被成候、ゆすりと申は、ものとのり事、是

式と申事にて、可有之存候、右相伺、芝崎庄屋庄左

衛門、小倉へ遣し、二月廿九日戻り申候、

嶋原領庄屋、脇指相止、無腰ニ可仕段申付候ニ付、

庄屋共申合、一同ニ無腰ニ被仰付候ハハ、役儀御免

願可申段内究致候を聞及、殿様御入迄ハ、是迄之通

ニ可致、其節御願申上、脇差御免候様ニ可致と申渡

由、且又、諸役人、殊之外権柄ニ有之ニ付、嶋原ノ

或庄屋申候ハ、余リ荒々敷権柄立被成候迎、おそれ

不申、余国と違、嶋原ハ「荒々敷御仕置」人柄こわ

き所にて、鉄砲ハ無之とは申候へ共、嶋中ニ凡三万

挺ハ儘可有之候間、其了簡可被成と申候得へハ、和

カニ相成候由、御咄被成候、

世古徳兵衛様、御代官衆三人^(マ) 田原丈七殿

洞木宇兵衛殿

御帳面才料

小林三郎兵衛様 御役人衆三人

右之衆、一所ニ小倉へ御渡、庄左衛門懸御目候、御咄候

由、板倉八右衛門様も、二月廿三日嶋原御出立候由、

三月朔日

木下大蔵様、高田ノ御乗船之節、高田役人・代官

老人・徒目付、何も沓僕鉢箱にて、羽織踏込にて出

候へ共御挨拶も無之よし、

一、嶋原夫奉公人、豊州へ九十八人、急々可出旨申来、

三月六日割府、当組二十五人当り申候、

一、宗門改、先代之通、帳面仕出し可申旨、三月五日

ニ被申渡候、

一、三月十三日、村々庄屋、組頭不残并頭立候百姓、

沓ツ村ノ三人ツツ、高田會所へ御用之儀被召出候、

前日、庄屋当にて、代官触状印形有之、上封ハ大庄

屋ニ当ル、會所座敷路次ノ内にて、代官中申渡候ハ、

嶋原所替、先代見送入ケ銀出間敷由、高田組大力村

久兵衛、昨日申出候、是ハ、何も所替之節有之候事

にて、宇都宮も、二日人高百姓役ニ出候、且又、江

戸へ参候入ケ銀、只今ニ成出し申間敷由、江戸へ不参
已前ニ候ハハ、申分も立可申候、後ニ成候ては、申

分難立候、宇都宮ヲ四拾人ほど江戸ニ願ニ出し、惣

て訴状出候儀、直ニ差出候てハ、執上^⑦不申、村役人

大庄屋へ申出候上ニて、出し不申候てハ不取上候

段、惣百姓ニ可申間段被仰候由、

三月十四日

山奉行、日足村山荒御吟味ニ参候、大庄屋不快

ニ付、手代召連申候、

一、宗門改、三月十七日高田組、十八日・十九日田染

与、廿日橋津与、御人数、

御勘定

石井清左衛門殿

上下、かこ

山本五右衛門殿

上下、かこ

御代官

高橋武大夫殿

上下、かこ

御目付

伊東市郎兵衛殿

上下、かこ

勘定下役

川部善右衛門殿

馬

手代

石崎 雲八殿

馬

足輕貳人

上下十貳人

廿日、九ツ前着、則、田染ヲ人馬、直付ク、昼食後
判形初ル、

吸物 酒 肴貳種

昼食 一汁三菜

夕飯 右同断

酒 肴二種

御宿三軒と触状ニ有之候得共、座敷ニ勘定衆、次

ニ物書・足輕、次ニ夫丸、部屋ニ代官・目付一間、

手代一間

次ニ夫丸貳人ニて、相すミ候、賄之節ハ、一所ニ

座敷ニ集候、

一、判形ハ、先代之通、別條無之候、

一、鉄砲一札出ル、先様之證ニテハ無之候、

一、血判染帳一札出ル、

一、欠落之者ハ、遠国行違書付ニ、村別立紙ニ受

書出ス、

吸物

ひれ

さんしょう葉

肴

鯛ノ内

鉢引

つへた

同断

坪物会物

めし

昼食

めあへ

中皿

鯛

御汁

ちさ

いか

しか

こかい

しか

いか

ちきり魚

引て 中皿 いか

かりき

焼魚

香もの盛付

酒肴

一かまぼこ

台引

に物

椎茸

めし

一さし身

小皿

いか

二十一日朝

引

中皿 一和会物

かたしへ

御汁 のり

平皿

鯛

塩?

こくひ

かまぼこ

さけふし

ふき

夕飯

香物もり付

一平皿

にし

御汁

ふき

一に物

かまぼこ

引て 平皿

わらひ

牛房

れんこん めし

わらひ

牛房

蛤

酒肴

一むし蛤 なへ引

焼き魚

竹ノ子

一酢もつく

蓮根

中かい敷香物

山いも

廿一日、長須へ六ツ時立ニて御渡候由、尤、今日うさへ参詣可有之と被申候、日時無之、山藏の御歸りニ御参可被成と申渡候、

一、廿四日、山藏の御戻り、喜左衛門方ニて昼食、前日、山藏大庄屋の申来候、

一、四月、草わけ并麦附廻りとして廻郷、勘定貳人、目附老人・代官一人・手代一人・足輕貳人、べ上下十貳人、豊後筋の十二日山村泊り、雨天ニ付、十三日同村ニ逗留、十四日日足泊り、村々ニて何の様子も村役人ニ不承候由、賄仕法、宗門改之通、

一、大庄屋ハ、相廻候ニ不及由ニて、泊り之所ニも差廻不申候、

一、四月中旬、嶋原領多比良村茂平次・西郷村藤右衛門、両村乙名式人、見送入ケ銀才足ニ、高田へ参候、岩崎町宿ニ居候、豊州領庄屋中、嶋原引渡ニ参候雜用差引、残錢受取戻り候由、

一、郡奉行森次郎右衛門殿、四月廿七日高田へ着、廿八日大庄屋・村役人中、御着祝儀ニ出ル、

一、五月朔日、大庄屋中被召出、高田役所ニて、郡奉行衆の御先代之通、大庄屋役御宛行も先々之通ニ被仰付候、

翌日、郡奉行の組切ニ、村々庄屋当ニ触状出候、
一、割合銀受取ニ参候嶋原「西郷村乙名茂右衛門」と

申者、此方へ差上候扇子持参、多比良村百姓茂平次、是ハ平者之由ニテ候、当月限往来手形申請参候、一兩日中ニ残銀御取立、御渡被下候ハハ、四五日之延引ニて、嶋原ニ戻り申度候、急々相調不申候て御受負之御書付被下候ハハ、帰可申と申、近日取立可相渡段挨拶申候、手代和右衛門出し、酒など出し、茶漬出し戻し申候、

一、五月二日、高田役所へ足輕弥三八と申もの、日田岡田様ニ状使ニ参、戻りニ宇佐社領芝居ニて、喧嘩致欠落、御状箱も戻り不申候、尤、夫丸壱人召連申候処、右夫丸ハ高田へ戻り候由、翌日、足輕四人御尋ニ出候、大酒いたし芝居之ものと口論致候由、近在村々藪林ホニ自害なと致不申哉、見廻り候間、若

岡田様御書、數ニかけ置候儀も候ハハ、早々申出候

様ニ沙汰も候ハハ、右欠ニ不及と、芝崎村庄屋与右衛

門、高田へ被召出被申付候由、此方ニも申遣候、右

夫丸ハ、宇佐村之者ニて、元来、人柄至極悪敷者也、

右足輕ハ、御許山ニ忍居候を連戻り、役所ニ召込、

口上吟味之由、夫丸ハ宇佐村ニ預置候由、

一、宮寺、御先代御寄附有之分願出、先代之通被仰付

被下候様書出可申由、大庄屋中へ触出候、

一、社人役高も、御先代之通ニ被仰付候様、願可申由、

一、御先代御家中御引渡御見送入箇銀、当組村々取立

相濟、岩崎村斗了簡違ニて我儘申取立不申ニ付、

五月七日書付差出、御吟味被下候様ニ申出候、

徒党頭、孫右衛門・利助・次兵衛・半左衛門・儀右

衛門・彦右衛門・弥左衛門・新四郎・利右

衛門・勘次郎・郡平、

一、五月十日 岩崎村次兵衛、半右衛門・理右衛門、

高田會所へ大庄屋、庄屋召連罷出、御郡奉行の直々

急度取立可申段、被仰渡候、尤、昨日、御代官衆の

右面付差越参候、

一、五月十三日、大庄屋呼出、高田役所誓詞被仰付、

郡奉行衆ニて段々咄ち御聞被成候、誓詞相勤候上ハ

御譜代同前ニて、少しも隔心無之、尤、御先代御仕

置少しも不用、御家風之通ニ致候旨、随分御家風見

覺可申段御事也、

一、先代見送入ケ、嶋原割合銀、嶋原の申越候帳面見

分、此間嶋原の参居候乙名兩人ニ、諸事被仰付候

処、将明不申、銀取立は、右之者ニむさと渡し申間

敷候、遠路如何様ニも可有之も難斗候、先ツ当十五

日限ニ銀ハ不残取立置可申候、

一、右割合ニ、御上使様送迎入ケ有之候、是ハ、当代

ニ懸リ候儀之所、此方申付候儀無之候、其外、不

審成儀共有之、懸リ銀高太ク相見候、此方嶋原ニ戻

リ、一吟味詰候上ニて、銀相渡可申候、此咄終ニ因

替之儀不案内之由、皆々被申候通、此銀は、天下相

究リ候格も有之候、吟味相濟候迄、差扣可申候、尤、

百姓などニさた致候儀ニハ無之候、隱密ニ致居可申

段、被仰付候、

一、役人ニ賄賂、曾て不仕候様ニ村方へ堅く可申由被仰候、酒も出兼由、

一、五月廿一日、日足村徳兵衛、牢人は御免、同子与頭和助ノ手錠御免、与頭役御取上ケ、

一、嶋原割合銀、五組相そろい、嶋原を参候兩人ニ證文為致相渡申候由、五月廿日ニ相濟、即刻戻り申候由、

一、戸田能登守様、五月十一日、嶋原御入国、

右之段、郡奉行衆の大庄屋中ニ被仰聞、後日之御祝儀申上ルニ不及候、村役人も御祝儀ニ、高田へ不能出候、

一、御入国御祝儀、嶋原へ大庄屋惣代高田源助、小庄屋惣代ニ草地村庄屋、五月廿三日出立、尤、嶋原へ参候、

一、郡奉行森次郎右衛門殿、六月三日山藏組御出郷、長須^(マツ)へ六日ニ御泊り、七日橋津御泊り、八日豊後筋へ御移、尤、大庄屋ハ付添相廻り候ニ不及由、

御代官壹人、上下拾人ほと、

一、右御廻り之節、賄仕出し、一汁一菜ニて、酒なと曾て出間敷段、被仰出候、

一、右郡奉行衆、六日橋津村昼食、山村泊りニ相成候、喜左衛門方昼食仕出し、

御菜 筍干 焼魚 かまほこ

玉子 牛房

椎茸 昆布

梅干 せんまい

上下なし

香ノ物 小皿にて引

御汁 茄子 かまほこ

此御人数 森次郎右衛門殿 上下 物書 壹人

代官 上下

上七人 下三人

一、六月七日、中川修理大夫様、江戸へ御帰城、陸ノ宇佐社領御泊り、御社参之為ノ由、宮成大官司方へ御宿、尤、祈祷且那ノ由、八日のふ原通、佐田村ニ

て御昼休、人馬、長須(マシ)・橋津与と不足之分類ニ付出

候、さだと油布院、竹本村ニ高継、同御泊申由、佐

田村御通之節、被出候、高田役所より、代官衆老人、

七日と宇佐へ参、夫と佐田へ被参候由、

一、当年之納麦、御先代之通被仰付候、当麦作、殊之

外悪敷候ニ付、御断申上候得共、被仰付候由、

一、郡奉行森次郎右衛門殿、嶋原へ御戻リ被成候、三

日高田出立候よし、

一、六月、賄代被仰出

上賄 一汁二菜 一度 九分

下賄 一汁一菜 一度 七分九里

香ノもの外

一、七月七日、郡奉行木村与右衛門殿、高田役所御越、

一、同前日、検見方役人八人、

勘定役

下勘定

両州へ一手ツツ出候由

但、一手口勘定衆・下勘定・歩行目付

已上五人之由、

一、同九日、大庄屋中、誓詞ニ高田役所ニ出ル、検見

方仕法、先代之様子委細御聞合被成候由、

一、早稲見分、山蔵与ヨリ長洲与・橋津与、八月十六

日七日、十八日迄合刈、中さびも不出、先代ノ仕法

よりからし、勘定衆兩人・歩目付老人・代官衆人、

各駕籠(カ)、下勘定老人馬、岩崎村泊リ、両戒昼食、水

崎村泊ニて高田へ戻リ、

一、先代の免定、不残差出候様ニ被申付、村々無之段

申候へハ、十年分可出由申付候由、

一、八月廿三日と郡奉行衆、合付御廻り、橋津と日足

泊り、廿四日山村泊り、人数上下七人、合刈勘定御

廻り之通之由、

一、九月十二日、高田大庄屋方ニて、嶋原本と役加藤

五郎右衛門殿、大庄屋中召寄被申付候ハ、殿様御所

替ニ付、御入箇多ク、御内證御逼迫ニ付、御領内ニ

て御銀御借用被成候、為其ニ嶋原と参候、村方相談致、

御銀御用立候様、世話可申段被申渡候、村々庄屋共

ニ申談、追て御返事可申と答申候由、右、加藤殿顔

殷懃ニ被申候、是ハ内證之由被申候、

一、 橋津与之分

一、 高田町鍋尾勝右衛門と申者、嶋原へ前方鍋商売ニ

参居、不仕合ニ候処、此度、右加藤五郎右衛門殿案

内いたし帯刀ニ同道参候由、此もの義理ものと見候

よし、七八十斗リノ老人之由、

一、 九月末、御用銀少々納リ、加藤五郎右衛門受取、

嶋原へ戻ル、

銀高 五組

一、 惣銀高 九拾五〆五百五十め

拾三〆目 田染与

内 三拾八メ七百目 高田与

拾壹〆貳百五拾目 橋津与

八メ五百目 長須与

廿四メ百 山藏与

右両金二十日切ニ納候、

三十め 両戒七左衛門

五十め 橋津幸右衛門 五〆五百め 橋津村奥

右衛門

一メ貳百五十め

九百五十め

七百五十め

貳百め

七百五十め

四百め

百五十め

百め

五百五十め

貳百め

百五十め

五十め

三十め

三十め

二十め

二十め

三十め

同 源 作

同 藤左衛門

同 善右衛門

同 三右衛門

刈字田加左衛門

同 惣左衛門

同 長左衛門

同 源左衛門

橋津 卯右衛門

日足 藤 七

同 善 藏

青森 伊左衛門

西屋敷 喜 三

金丸 七右衛門

出光 加 三

岩崎 勘 二 郎

同 新 四 郎

同 喜右衛門

一、十月上旬、郡奉行木村与右衛門殿被御渡候書付、

村々百姓共へ読聞候ニ付、一組にて二三ヶ所ニ、頭百姓召集読申候、右御書付、大庄屋方へ一通ツツ御渡被成候、左之通、

一、庄屋・乙名共、役儀大切ニ相勤、百姓共差支無

之様用向取斗ひ可申候、頭立候て大勢之者取扱候事ニ候へは、義理を専といたし、私欲かましき儀、

一切無之様いたし、家内之者を取扱ひ候如くに心を用ひ、百姓共へ対し、我意を振ひ、又ハ軽キも

のに至迄、奢り侮りたる儀無之様ニ、格式相應ニ取扱、難儀之筋無之様心を用ひ可申事、

一、惣百姓上下共ニ、耕作ニ精を出し、家業不懈様心懸可申候、尤、親子兄弟ハ勿論、親類迄も諸事

睦敷、相互に少々心に不應事有之候ても、ひめ分不申、堪忍いたし、争論に不及様に心懸、上たる者へハ志たがひ、下たるものへハめぐみ、別て老人

又は病人ホいたわり可申事、

一、村々訴出候公事出入ノ事、不得止事儀は

各別、先は常々互に申合、出入無之様可致候、公事出入有之候へハ、同村之内にて平生心安出會候ものも、相互に恨出来、其上、村々困窮にも及候事候間、常に其心得可有之事候、

右之趣、面々其旨可存候、法令は、追て條目出者也、午九月

一、種麦 七拾貳石八斗 橋津与反別納表

大 三十八石四斗 高之通、種麦ニ返納願

小 三十四石四斗

定成ニ五十三石六斗掃リ 橋津与大積

大小豆 四百三石貳斗 村々共ニ、定成ハ相納候、増ハ不叶

一、穀願 百三拾三石六斗 願不叶

一、御家風御定目、段々御詮儀之上、追て御出被成候由、木村与右衛門被申候、

一、長須會所歩行目付老人・代官老人・物書老人・手代老人・足輕三人、
下人 下人

右賄何も、惣賄一汁二さい、昼食本賄之由、米納之節、藏所ニ昼食はこび、藏番人も同賄之由、

一、高田藏納も右同断之由、

一、九月廿一日、於江戸表、稲葉丹後守ニて此方様江之御縁女様、被遊御遠行候之段、飛脚到来、依之、

普請ハ三日、鳴物ハ来ル七日御停止候段、村々へ相触候様、嶋原々申来候、其旨可被相触候、以上、

十月七日

高田役所

木下今右衛門

代官

寺田金六

一、十月廿九日、当免定渡、村々庄屋・与頭、高田役所

ニて郡奉行・勘定役、代官不別格之通、一等^(ママ)ニ被渡

一、大庄屋中、今日免定渡祝儀として、御料理被下、

郡奉行已下、役人取揃^(カ)ニ出ル、惣役人夫丸迄、右之

料理被下候、酒肴迄重畳ニ御取揃之由、

一、御免ハ、去之通、検見引之上ハ増引なし、

一、掟之趣、五六ヶ条、一組切庄屋共ニ被仰渡候、

書付は庄屋ニ渡候様ニ申上候由、

一、検見帳奥判、勘定兩人郡奉行印判、村々庄屋与頭

百姓と当ル、大庄屋印形ハ上紙、村役人之所、中改

と頭書有、

一、郡奉行・勘定役・十一月上旬不残嶋原へ被戻候、

一、大小豆増願不叶、定成ハ納候、

一、十一月晦日切ニ皆納、尤五組共十二月迄納願有之

一、右穀代取立評儀、村々差詰船、

一、高田長須酒積出船、中国路ニて貳艘破船、

一、納米之内、五組共ニ銀納願相濟候処、十二月切、

皆濟被仰出候、

一、右銀納、橋津組十二月切納候は、橋津・和木・山

村・両戒・江熊、

一、外之村々之内、岩崎村決て納不申我儘を申、村役

人下知受不申、村中徒党相構、大庄屋本米、決て出

し申間敷と、悪口共も内澄ニてハ申候由、庄屋も右

ニ付勤兼候ニ付病身之申立ニて退役願大庄屋迄申出

候、

一、未正月、嶋原年頭御礼ニ、山藏大庄屋惣代ニ参候、

一、銀納、年内相滞之村々、段々正月切ニ相濟候、立

石初米ハ、亡所村ニ候処、不心取立相滞濟兼候、百

姓徒かましき儀相聞不申、

一、岩崎村、干今徒相構銀納取立不申、依之、正月廿

七日、高田役所、足輕兩人岩崎へ参、百姓吟味、

大庄屋本出来、急度出候様ニ為誤證文為致候処、橋

津村庄屋方へ止宿、翌朝、岩崎村百姓弥左衛門・半

右衛門 理右衛門三人呼寄候処、村中小百姓迄追々、

橋津村庄屋方へ張かけ申候、足輕衆、急度呵、相な

ため、村ニ戻し候、右三人、手錠打申積ニ候へ共、

大勢徒党仕かけ申候ニ付、穩密ニ相濟、手錠も相止

候由、此度足輕中参候儀代官衆、内所ニて差出候、

出来方出間敷と不了簡相なため、合点為致候積候由、

依之、大庄屋も寄合無之義候由、

一、同廿八日、江熊村之様ニ足輕衆参候、是も岩崎村

と申合、出来出間敷由、徒申故也、

当組ニて、右二ヶ村百姓とも、徒相構、外之村々

へも触廻リ、組合其類も有之候得とも、当時ニては、

外之村々ハ、組ニ入申候由、

岩崎村徒党頭

○ 弥左衛門、○ 半右衛門、儀右衛門、彦三、次兵衛、

○ 彦右衛門、○ 勘次郎、八兵衛、利介、與七、善六、
○ 太右衛門、○ 利右衛門、軍平、善次郎

江熊村
元組頭

忠右衛門、七郎三、繁右衛門、為七、清四郎外貳

三人、

近在取きたを以、書留置候、岩崎村も、七八人本

人之由、

二月三日ヨリ上方行脚ニ出立、

五月五月帰国、

一、高田役所ニ足輕弥大夫と申もの参居、町方ニ毎夜

出、法談致候由、当春、五六月迄相詰居候、村方へ

勤方ニて出候得ハ、其泊り村ニて法談致候、元来、

一向宗坊主之還俗致候て、奉公人ニ出候ものときた

有之候、高田大庄屋源助夫婦・庄屋市右衛門・芝崎

庄屋庄左衛門を初、町人毎夜、小寄りと申を致、弥

大夫相招法談、大庄屋・小庄屋も折々法談致候由、

妙壽寺・光西寺を取揃、坊主相談可申候由、第一ノ相衆なりし事と申候、六月比、嶋原へ交替にて弥大夫戻り、其已後ハ、町人男女をわけ、小寄りを致候儀斗之由、

一、田福村庄屋九郎右衛門・蟻木村庄屋三右衛門・右弥大夫ニすゝめられ、帰依いたし、内々にて改宗いたし、一向宗法儀相用候由、

一、右ニ付、新後生願繁昌いたし、村々風俗悪敷相成候、当御領ニ成、郡方役人威方ハ強く、村役人を早^{アソビ}り會釈申候故、百姓共我儘ニ成、村役人申付軽く相成候、御仕置格立不申候故、上ミヲ輕シ恐れ不申候、

一、六月、御定書、一組ニ一札ツツ出候、村々写取ニ被申付候、先御代之御定書之諸件、作り直し候様ニ相見候、相似候件多く、右先御代御定書ハ、御取上被成候て、得と写置候を只今之郡役人ニ見せ候由、尤、嶋原村方之事共申、豊州領にては山奥之村之内ノ之事とも申候、

代官三人・手代三人・賄方一人、高田役所ニ妻子引

渡、七月下旬、嶋原より高田へ参候、

一、郡奉行一人

春見分ノ秋迄、高田役所ニ相詰居申候、拾月中旬、老父病氣ニ付、嶋原ニ戻り候、

一、未ノ秋合附廻として、郡奉行・御代官衆御廻り、八月廿三日山蔵組にて御仕廻、高田へ被帰候、村継人足先触出不申、橋津を継出し候得とも、触重り廻候故、岩崎村人足出合不申、間違ニ成候故、岩崎庄屋其段相断、橋津村人足やとい、山村へ継出候得共、山村も辻村も人足出合不申、橋津村人足高田へ通し申候、山村庄屋も出合不申候故、芝崎庄右衛門、辻村まで案内いたし参候、橋津村人足戻り之節、岩崎村庄屋を殊之外悪口いたし候ニ付、庄屋其分ニ仕差置、橋津庄屋へ相届、翌廿四日大庄屋へ申出、其分差置候てハ、庄屋も勤成不申候訳相立申候様、被申付度く、直ニ役所ニ断出可然とて、直ニ可罷出と申出候、依之、橋津村役人様子承候処、悪口ハ無謗ニ候へ共、岩崎人足出し不申、高田迄為通候段、不

届之段申、帰霞之躰見不申、其日、御奉行衆無滞御

廻郷、御戻り被成候様儀ニ、大庄屋中、高田へ罷出

候故、同所手代中ニ咄申候得ハ、右無礼之ものニテ、

奉行衆かこ昇人足之内、山村・辻庄屋共を悪口、奉

行衆も御聞候之上ハ、相違無之事ニテ候、已後之い

ましめニも成候間、庄屋ニ召状出可申と、御代官衆

被申、早速召状に、橋津庄屋ニ人足徒もの召連可申

由、大庄屋も悪口無礼致候頭取、吟味候様ニ被申

付候へ共、和左衛門村負いたし、吟味も無之と見候、

廿五日、役所へ人足十六人召連罷出、頭取無之段申

出候へハ、代官衆も御吟味ニテ、右之内、弥吉・太

右衛門兩人ニ手錠打付、村へ御預被成候、庄屋も御

呵ニ違候由、庄屋利右衛門、殊之外恨顔ニテ、戻り

候由、不届成心底と存候、右之通ニ付、橋津村百姓、

殊之外徒ニ成、去年已来、我儘ニ相成、火用心番不

□□勤不申、頭立候身上宜もの共ハ、御先代も他所

と違、我儘成風俗ニ候処、尚御領替已来、別て我儘

無礼、其上、党を組、徒相巧候、庄屋・与頭も、其

風俗ニ成候、苦々敷事と存候、

(カ)

一、橋津村小百姓奥右衛門・市右衛門・太右衛門・寺

名子弥吉・同利介・彦助悻六七・□□と申徒党致徒

致廻りしよし、度々喧嘩もいたし候由、村役人共

制止得致不申、且又、頭立候もの共、博奕もいたし

人柄悪敷成候由、都て庄屋和左衛門も与頭共迄、風

俗悪敷為成候、領主様を輕し我儘いたし候、

一、宝曆 十一月三日改元、十二月中旬触

一、十二月八日、岩崎村へ出候嶋原奉公人金七・伊左

衛門、雜用銀十八匁、先村役人取込渡不申候段、高

田役所へ申出、翌九日、御吟味有之手錠、町宿ニ召

置、次日へ段々吟味有之、右不埒成儀申出候、自分

共之了簡ニテハ無之、村中へ相すすめ、役所ニ出

候段、不残白状候ニ付、頭取ノ者を十三人申出候、

右兩人ハ、町宿ニ手錠ニテ預置、

十二日、頭取十三人ノ頭勘次郎・半右衛門・弥

左衛門・理右衛門・次兵衛、被召出御吟味候処、一

言之申訳無之、初入之徒相構、村中徒党致候儀迄相誤、則十四日、四人ニ手錠、村ニ預、次兵衛儀ハ初方ニ付、證文為致手錠は入不申、村へ預ケ、年内無余り御用も多候間、吟味差延候段被申渡候、庄屋・与頭ハ、村方之様子聞合、毎日役所へ申出候様、大庄屋儀も聞合申出候様、被申付候、

- 一、与頭安兵衛、十三日、高田役所御吟味之後、暮方罷歸候節、随分雨天いたし、翌日之御用ニ罷出、村方ハ相尋出候様ニ被申付候、昼夜村村中ハ相尋候、月迫ニ成、弥行衛相知不申、親類のもの共ハ尋候様ニ被申付候、

- 一、同月廿六日、洞昌寺・万徳寺旦那家、手錠之もの共相頼候由ニテ、住持、役所手代中迄罷出、相當候処、手代中ニ被申渡候ハ岩崎村此度之事ニ無之、段々徒相構、御領分中相催、徒相すすめ乱し候間、様々吟味相詰、容易ニハ相濟儀ニ無之候、當と申出候儀ハ尤ニテ、次て之節、代官中へハ咄可申候、いまた吟味相濟不申候と被申候、尤、前日、長圓寺ニ内談之

由、其後長圓寺、役所ニ出候節、代官衆咄ニ、右之儀有之、寺方直ニ申し出候儀不届ニテ、村役人ハ大庄屋へ申出候上ニテ、内所有之候て之事ニテ、已後左様可被心得と被申候由

右徒党之もの、大庄屋・庄屋・与頭下知相背候間、為已後、稠敷可申付候□□之通、相談可被申段被申候由、庄屋へ内意有之よし、

- 一、申正月三日、大庄屋・村役人・町人、御酒無之、去年初て先様之通と有之御酒被下候儀、代官中不調法ニ成、当年ハ相止候よし、

- 一、同廿二日三日、橋津村宗門改、二夜廻り賄方、夥敷料理事申候、物入有之候、

- 一、岩崎与頭安兵衛死骸、正月十五日、江筋蛭木渡と申所ニ打上ケ、役所申出、十六日、代官・步行目付、

- 下目付・手代見分、村方口上書為致相濟、為葬候、
一、正月廿九日、代官手代ハ、利左衛門ニ内意ニ、岩崎手錠之者難儀様、近村庄屋營出候て可然ニ候、翌日、橋津庄屋・山村庄屋・岩崎庄屋、高田役所へ參、

百姓共、段々我々方へ先非を悔候間、已後徒相構不申、小百姓ニ至迄、子々孫々迄、大庄屋・村役人中、二相背申間敷様、御営申出候、至極迷惑、相誤候旨、相聞候間、御宥免被下候様ニ申出候、

一、同二月朔日、大庄屋、岩崎村役人并頭百姓六人、被召出、百姓共誤書差出候処、右誤書ハ庄屋方へ御^(五)戻、庄屋・与頭願書ニて、大庄屋奥印ニて出候様并橋津・山村庄屋願書も出候様ニ被申出候、

右最初吟味之節と相違候儀共ハ、至極吟味相詰、為已後、急度心入立直り候様ニ可仕由、此間ニ出候てハ、大庄屋・村役人断相立候儀遅ク候由、代官三人・手代三人、老人老人申出候口上も、そろい不申、扱々不埒成仕置と相聞候、

一、当組禪寺住持、皆々御役所を輕シメ、直訴共心安いたし、大庄屋・村役人をいかしろニ致候風俗ニ相成候、地藏院、江源院、当春^(六)上京之願モ高田役所ニ罷出候処、村役人ノ願出候様ニ手代衆被申聞候由、其後ニて村役人へ申出候由、不埒成心入、

出家共、咎致候、何も不文才之僧ニて、慮智無之、奸心甚候て、村方徒相構候も、右出家中之相催由ニ相聞候、内所密々咄候族有之候故、荒々如此指書通也、其外之寺方も風儀同前ニ相見候、

一、弥大夫と申足輕、去未ノ春、高田役所ニ相詰候内、高田町・芝崎町ニ毎夜出家別ニ、一向宗法談致、新後生相すすめ、両町ニて同行と申頭立候町人、光圓寺・明寿寺徒党連判、廿四人血判致、一味證文致候ニ法義相すすめ候由、今度嶋原ノ申来候間、村方迄も出法談致候儀、村差ニて、二月初日ノ、村役人、百姓共役所ニ被召出、御尋ニて、当組ニて岩崎村被召出候、法談ハ為致不申候段書付出候由、長須^(七)与木村、是ハ、二三夜も庄屋方ニて法談為致、群集候由、庄屋三右衛門も有躰ニ申出候様との事ニて、其通之書付出し候由、高田組・田染与村々多候出、先ツ吟味ニてハ無之、弥大夫相廻、新後生相すすめ候段、有様ニ申出候斗之事ニ候由、代官ノ被申候由、^(八)光圓寺一老梵雪と申者、弥大夫一味、頭料ニ付、

此度、上京居り候を、早船にて呼下ニ被申候よし、

一、二月十七日、寺判、芝崎光圓寺、役人昼食、寺の仕出之賄之由、

弥大夫、嶋原ニテ籠舎、七月追放有之由きた申候へ共□出之者有之、頃日嶋原を戻り申候、いまた籠舎之由申候、其後□□□ニテ、獄門ニなり候段、

┌

一、当夏大旱魃、六月十二日迄潤之儀一向夕立も無之、

七月廿四日ニ鋤長雨、然ルニ四十一日一雫もなき干魃

ゆへ、田畑共ニ赤土と成、又翌日夕方を晴上り、八

月十日迄一雫も無之旱、九日夜半比る、異風少々出、

十日五ツ過る北風ニ成、申頃之風雨、夜八ツ時分る

西ニ成、雨強洪水、畑作いたミ相増、十六日夜半迄

雨切もなくふり続く、依之、橋津与る、長須大不作、

余組ハ山村へ大川所ハ、田方ハ痛無之、畑ハいたミ

有之候、当早損、豊前うさ郡ノ内、豊後国東延岡領

迄、風も少倉る、国東郡迄之由、世上ハ満作、米穀

下直、初賅七ニ、四十五匁位、

一、不作検見ニ付、

郡奉行

勘定奉行

同頭 下勘定

物書 足輕

上下 四十人余、嶋原を参、

一、立石村庄屋安兵衛、不身上難勤願上ケ、八月下旬

退役被仰付候、

酉年

一、立石庄屋無之ニ付、刈宇田村ニ兼帯候様ニ役所を

被申付候、

戌年

一、能登守様御病氣ニ付、御舍弟加十郎様、御養子御

願申上候処、五月十六日、御願相済候よし、六^(九)月

十九日、村方へ御触渡し、

(以上)